

第 126 号議案 公園の指定管理者の指定

1 指定の理由

平成 23 年 4 月 1 日から舞岡公園自然体験施設の指定管理者である、任意団体の舞岡公園田園・小谷戸の里管理運営委員会が、法人格を取得しました。

これにともない、横浜市としては、法人移行後も目的や事業内容に基本的に変更がなく、法人としての同一性が保持されると判断したため、舞岡公園自然体験施設の指定管理者として指定するものです。

2 対象団体

管理対象公園	現指定管理者	承継先指定管理者
舞岡公園（自然体験施設に限る。）	舞岡公園田園・小谷戸の里管理運営委員会 ・所在地 戸塚区舞岡町1764番地 ・会 長 小林 哲子 ・設 立 平成12年4月1日 ・管理期間 平成23年4月1日 ～平成28年3月31日 ・平成24年 4 月 1 日解散予定	特定非営利活動法人舞岡・やとひと未来 ・所在地 戸塚区南舞岡4丁目6番19号 ・理事長 小林 哲子 ・設 立 平成23年12月19日 ・管理期間 平成24年4月1日 ～平成28年3月31日 ・平成24年 4 月 1 日承継予定